

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第123号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北福祉事務所及び深草福祉事務所の項中「北福祉事務所」の右に「中京福祉事務所」を加え、同表上京福祉事務所、中京福祉事務所、東山福祉事務所及び西京福祉事務所の項中「中京福祉事務所」を削り、同表山科福祉事務所、南福祉事務所及び右京福祉事務所の項中「保護第五係長」を「保護第五係長 保護第六係長」に改め、同表伏見福祉事務所の項中「保護第六係長」を「保護第六係長 保護第七係長」に改め、同条第6項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「係長及び」を「係長、」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 前項に規定するもののほか、全ての保護課又は支援保護課の次の表の左欄に掲げる職員（第5条保護課の項第1号に掲げる事務のうち、不正受給対策に関する事務を担当する職員に限る。）は、保健福祉局生活福祉部地域福祉課の同表の右欄に掲げる職員をもって充てる。

担 当 課 長	適 正 化 推 進 担 当 課 長
担 当 課 長 補 佐	担当課長補佐（不正受給対策に関する事務の統轄を担当するものに限る。）
担 当 係 長	適正化推進係長及び担当係長（不正受給対策に関する事務の統轄を担当するものに限る。）
そ の 他 の 職 員	行財政局組織・人事担当局長が別に定める職員

第1条第4項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 全ての事務所の担当部長は、保健福祉局生活福祉部担当部長（不正な手段により生活保護を受けた者等に係る指導、調査等（以下「不正受給対策」という。）に関する事務の統轄を担当するものに限る。）をもって充てる。

第1条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 事務所に担当部長を置くことがある。

第2条第2項を削り、同条第3項中「担当課長,」を「担当部長, 担当課長,」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。

第6条中「所轄担当区長は」の右に「, 担当部長」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)